

令和2年第4回津南町議会定例会会議録

(12月11日)

招集告示年月日		令和2年12月1日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和2年12月9日午前10時00分			閉会	令和2年12月11日午後3時47分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	不応・欠	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	村山大成	○	
	教育長	桑原正	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員会長	涌井直		建設課長	柳澤康義	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○※早退	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	小林武	○	
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長	野崎 健		議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員	5番	桑原 義信		5番	栞原 洋子		

[付議事件]

(12月 11 日)

- |        |   |           |  |
|--------|---|-----------|--|
| 日程第 1  | } | 諮問第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                               |
| 日程第 2  |   | 諮問第 3 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                               |
| 日程第 3  |   | 同意第 22 号  | 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について                      |
| 日程第 4  |   | 議案第 69 号  | 津南町議会議員及び津南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について     |
| 日程第 5  |   | 議案第 70 号  | 津南町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について                     |
| 日程第 6  |   | 議案第 71 号  | 津南町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 7  |   | 議案第 72 号  | 津南町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 8  |   | 議案第 73 号  | 津南町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9  | } | 議案第 74 号  | 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第 10 |   | 議案第 75 号  | 津南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 11 |   | 議案第 76 号  | 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 12 |   | 議案第 77 号  | 津南町小規模企業振興基本条例の制定について                          |
| 日程第 13 |   | 議案第 78 号  | 津南町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 14 |   | 議案第 79 号  | 津南町公共使用者登録団体による公共施設の使用に関する条例の制定について            |
| 日程第 15 |   | 議案第 80 号  | 財産の取得について (避難所用移動式冷暖房器具)                       |
| 日程第 16 |   | 議案第 81 号  | 財産の取得について (市町村有償運送車両)                          |
| 日程第 17 | } | 議案第 82 号  | 令和 2 年度津南町一般会計補正予算 (第 10 号)                    |
| 日程第 18 |   | 議案第 83 号  | 令和 2 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)               |
| 日程第 19 |   | 議案第 84 号  | 令和 2 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)              |
| 日程第 20 |   | 議案第 85 号  | 令和 2 年度津南町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)                 |
| 日程第 21 |   | 議案第 86 号  | 令和 2 年度津南町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)                 |
| 日程第 22 |   | 議案第 87 号  | 令和 2 年度津南町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)                |
| 日程第 23 |   | 議案第 88 号  | 令和 2 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)             |
| 日程第 24 |   | 議案第 89 号  | 令和 2 年度津南町病院事業会計補正予算 (第 4 号)                   |
| 日程第 25 |   | 議案第 90 号  | 津南地域衛生施設組合規約の変更について                            |
| 日程第 26 |   | 発議案第 13 号 | 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について                     |
| 日程第 27 |   | 発議案第 14 号 | 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について             |
| 日程第 28 |   | 発議案第 15 号 | 日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書の提出について          |
| 日程第 29 |   | 陳情第 5 号   | 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める陳情                 |

- 日程第30 陳情第6号 新型コロナ禍による米価下落対策に関する陳情
- 日程第31 発議案第16号 新型コロナ禍による米価下落対策に関する意見書の提出について
- 日程第32 陳情第7号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める陳情
- 日程第33 発議案第17号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について
- 日程第34 議員派遣の件について
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

## 議長の開議宣告

副議長（風巻光明）

本日の欠席届出者は、14 番、吉野徹議員です。  
これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

副議長（風巻光明）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 日 程 第 2

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

副議長（風巻光明）

諮問第 2 号及び諮問第 3 号を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

町長（桑原 悠）

諮問第 2 号及び諮問第 3 号を一括して御説明いたします。

諮問第 2 号では、人権擁護委員の山田隆一氏が令和 3 年 3 月 31 日をもって 6 期 18 年の任期満了を迎えること、諮問第 3 号では、同じく人権擁護委員の本山佐利氏が令和 3 年 3 月 31 日をもって 3 期 9 年の任期満了を迎えることから、山田氏、本山氏を再度、人権擁護委員の候補者として推進したいので、議会の意見を求めるものです。山田氏、本山氏の略歴は参考資料のとおりでございますが、両氏とも、人格、識見ともに人権擁護委員として適任者であると考えております。2 件とも 12 月中に法務大臣に推薦を行う必要がありますので、議会の賛同を賜りますようお願いいたします。

副議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決は、それぞれ議案ごとに行います。

副議長（風巻光明）

諮問第2号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第2号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について、山田隆一さんを適任とすることに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第2号について、山田隆一さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

副議長（風巻光明）

諮問第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第3号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について、本山佐利さんを適任とすることに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第3号について、本山佐利さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

### 日 程 第 3

#### 同意第22号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

副議長（風巻光明）

同意第22号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町固定資産評価審査委員会委員の中島芳文氏が令和2年12月20日をもって2期6年の任期満了を迎えることから、再度選任したいので、議会の同意をお願いするものです。中島氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、人格、識見ともに適任者と考えておりますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第22号について採決を行います。

採決は、申合せにより記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は12名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、小木曾茂子議員、7番、石田タマエ議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載し、御自身の氏名も併せて記入願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じ順次投票を願います。

—（投票の実施）—

副議長（風巻光明）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

副議長（風巻光明）

開票の結果を申し上げます。投票総数12票。内、有効投票12票。無効投票0票。有効投票中賛成12票、反対0票。

以上のとおり全員賛成です。よって、同意第22号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

#### 日 程 第 4

### 議案第69号 津南町議会議員及び津南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第69号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することを目的として、公職選挙法が令和2年6月に改正されました。町議会議員選挙及び

町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用びらの作成及び選挙運動用ポスターの作成を選挙公営の対象とするため、条例を改正するものです。

細部につきましては、総務課長が説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

今まで選挙用のはがきというのがあって、それだけ該当してお金が出ていたと思うのですが、それについては、どういうふうなものになるのでしょうか。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

はがきについての規定は、今までと変わらない規定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

1点のみでありますけれども、これによって、議員のなり手不足等の解消というものになるかどうかについてどう考えているか、お願いいたします。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

この部分につきましては、町からの公費の負担ということになります。公費の負担によりまして、議員立候補者の負担額が減ることになりますので、若いかた、今まで出られなかったかたにつきましては、機会が増えるものと考えております。よろしくお願いいたします。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 69 号について採決いたします。

議案第 69 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 5

### 議案第 70 号 津南町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第 70 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

平成 23 年 5 月に地方自治法が改正され、各市町村の総合振興計画における基本構想の策定に当たり、議会の議決を経るかどうかは各市町村の判断にゆだねられました。町の最上位計画である津南町総合振興計画の策定に当たり、このたび、町議会の議決を経るものとして位置づけたいので、条例の制定をお願いするものです。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

お聞きします。この審議会のメンバー、この間も御説明がありましたけれども、町民のかたから 5 名出されています。このメンバーの選考方法について、お聞きします。また、いつ決定したのかというのもお聞きします。



副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

総合振興計画の審議会のメンバーについての御質問でございます。現在、秋から五つのチームに分かれまして、検討案の素案を作成してございました。それに各チーム大体5名くらいの町民の検討委員を交えて、町職員と素案を作りまして、現在、素案ができてございます。そして、これから来週に第1回の審議会があるわけなのですけれども、そちらのほうに対しまして、各チーム5名の中から各チームが選出した委員2名、1チーム当たり2名になりますので、合計10名のかたが選出されてございます。各チームからの推薦ということで構成してございます。

副議長（風巻光明）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

分かりました。この総合振興計画も町の大事な将来を決定することになるかと思うのです。審議会も、1回、2回、3回と開かれるわけですけれども、まだ議会にも提示はされていないわけです。町議員の意見の締切が1月4日になっているのですけれども、18日に議員のほうに提示をして、1月4日にはもう意見を締め切るということですが、ちょっと短いのではないですか。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

おっしゃる点は、ごもつものところもあるのですけれども、今年度中に決めて議会に諮るという関係でスケジュールをしますと、パブリックコメントもその時期に合わせて行うのですけれども、非常に期間の短いなかでまたお願いしなくてはいけないということで誠に申し訳ないのですけれども、この予定でお願いしたいと思っておりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。

副議長（風巻光明）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

十分審議をしなければならないと思っていますけれども、やっぱり町の方向性を決める総合振興計画、基本構想になりますので、今までもそうなのですけれども、構想だけに終わらないようにしっかりと審議会の中でも議論していただいて、実現が可能になるような計画、より具体的な構想をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 70 号について採決いたします。

議案第 70 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第 71 号 津南町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第 71 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

租税特別措置法の一部が改正され、延滞金に係る文言が改められたことから、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 71 号について採決いたします。

議案第 71 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

—

賛成多数です。よって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

### 議案第 72 号 津南町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

副議長（風巻光明）

議案第 72 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町事務事業の見直しの検討結果により、町営駐車場の 1 日当たりの使用料を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

まず、この 70 円の値上げによって、幾ら増収が見込めるのかというのがまず 1 点。それから、経費対使用料を比較した収支については、プラスになっているのかどうか。そこをまずお願いします。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

昨年の実績ですと、年間大体 3,000 台の使用となっております。その分の 70 円分増えるということで、町全体では 20 万円程度収入が増えるのかなと思ってございます。また、収支につきましては、昨年の実績の 3,000 台で計算しますと、1 日当たり大体 650 円前後の経費が掛かっているという状況でございます。また、それには職員の人件費等は入ってございませ

ん。借地料とか、管理に関する電気料とか、そういったものを計算しますと、大体 650 円前後。その年の使用の台数によりますけれども、昨年の実績ですと、大体 650 円前後の経費が掛かっている計算になってございます。

以上でございます。

副議長（風巻光明）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

ということは、1 日 1 台停まれば、1 台ちょっとくらいでとんとんになるということですか。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

全体の計算をしたなかで 1 台に換算すると、年間 3,000 台の使用だと、1 台当たり 1 日 650 円くらいの経費が掛かっているという状況です。

副議長（風巻光明）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

ここに見直しの時期とかが全く書かれていないものですから、何で今年になったのかという部分もあるのですが、その 70 円の値上げについても、根拠といいますか、周り（の市町村の現状）とか、経済状況とかというのも当然あって良いと思うのです。前回、何年前から 530 円になったか調べていなくて悪いのですが、そういつもいつも上げられるものではないと思いますので、事務事業仕分けでももう少し上げて良かったのかなと私は思っています。今、20 万円ほどの増収とお話ありましたけれど、本当に「3 万円、4 万円のお金で何とかこういうことをしてほしい。」と言って町にお願いに来ても、「財源がない。」と言ってかなり断られる件も私はあるのです。そういうことを考えたら、当然安いほうが良いに決まっていますが、値上げは、私はもう少し上げて適正ではないかと思っています。次回、また見直しの時期とか、あるいは、適正な使用金額について検討していただきたいと思っています。

以上です。

副議長（風巻光明）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

今お聞きして、3,000台くらいだということですがけれども、この湯沢駐車場については成果表に載っていないですね。ぜひ成果表に載せていただきたいと思います。住民サービスの一環として、たとえ70円値上げと言っても、やっぱり負担になるわけです。ということで、この成果表にぜひ上げてほしいということです。いかがですか。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

成果表に載っていない部分については、また検討して載せられるように確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

副議長（風巻光明）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

一つだけ教えてください。私、この駐車場を使用したことが今までないわけですが、「使用料は、使用許可書の返還時に徴収する。」となっています。例えば、もし1日返還が遅れたということになれば、使用料が加算されるのか。その辺はどうなっていますか。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

使用につきましては、朝9時までに返却いただければ、前の日の分までの計算となります。ただ、それを過ぎますと、その日の分を1日加算となっております。よろしくお願いします。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第72号について採決いたします。

議案第72号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

—

賛成多数です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

## 議案第 73 号 津南町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第 73 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町事務事業の見直しの検討結果により、高齢者コミュニティセンターの使用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

消費税が上がり、医療費も上がるなかで、今、老人は本当にぎりぎりのところで、年金も切り下げられて厳しいなかにいると思います。そういった意味でも、町民の憩いの場や暮らしを守るためにも、多少の値上げだとしても、高齢者が利用する所のコミュニティセンター、特にこういう所の値上げはしないで現状のままのほうがよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

国におきまして消費税の引上げの際に、地方公共団体等自治体におきましても、消費税につきましては価格に適正に転嫁せよというような通知も出ているところでございます。こういったところもございまして、今回、この改定をさせていただいたところですので、御理解いただきますようお願いいたします。

副議長（風巻光明）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

国の方針どおりいけば、それはそのまま守らなくてはいけないのだけれど、誰が高齢者を守っていくか。やっぱり町が防波堤にならないとだめだと思うのです。そういった意味でも、福祉を切り捨てていくということになると思いますので、それはちょっと考えてもらったほうがよろしいと思います。

副議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

今、そだき苑なのですけれども、昨年度で6,200人ほどの御利用がありまして、維持費に300万円以上のお金が掛かっております。そのほかに、老朽化しておりますので、お風呂を直したりという修繕料も年に掛かってきます。そうすると、維持費だけでも1人当たり500円以上の経費が掛かっているというところがございます。使っていないかたも当然町民の中にいらっしゃいまして、受益者負担ということで御理解いただければと思います。

副議長（風巻光明）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

1点だけ教えていただきたいのですが、町内60歳という年齢です。福祉保健課のいろんなものを見ると、65歳とか75歳というのが一般的だと思うのですが、60歳というのは何か理由があるのでしょうか。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

そだき苑そのものが設立されたのが昭和57年ということで、今から相当程度前の時期でした。今は、どちらかというと10歳くらい実際の年齢が以前に比べて若返っているような状況があると思います。そういったところがあって、当初、60歳というところが設定されたのではないかと思っております。その後、国の様々な施策のなかで、いわゆる高齢者というときには、65歳という概念が出てきたようなところもありますので、そこをどうするかという考え方もあるかと思っております。今時点、私どもは、町民の皆様から積極的に使っていただきたいということも含めて、ここの所を変えるという考え方は持っておりませんが、そういった部分について御意見等いただきながら、もし、変えなければいけないということであれば、変えることも検討させていただきたいと思っております。

副議長（風巻光明）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

栞原議員から質疑していただいて、その補足になりますけれども、成果表で見ますと、平均 1 日 600 人から 700 人くらい利用者が今までいらっしゃいました。3 月、新型コロナウイルス感染症の関係で 24 人となっているのです。そういうふうに、今コロナ禍で本当に利用を控えている、外出を控えている、そういう時期に更に値上げをするということが、今これを議論する時なのではないかと思いますが。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

そだき苑の利用は、近年、本当に減少傾向にございまして、ここ数年は 1 日につきおおむね 20 人から 30 人程度、平均にならずと、本当に二十数名程度の利用ということになっております。私どもが今聞いているところでは、その減少傾向のなかの動きで、新型コロナウイルス感染症ですぐに人数が減ったというふうには聞いておりませんが、今現在、非常に経費も掛かっているというところ、なかなかそだき苑まで行けないという高齢者の皆様がいらっしゃるなかで、町の施策としてやっていくときにどう考えるかという部分もございまして、そういった部分も含めて御理解いただければと思っております。

副議長（風巻光明）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

もうやめますけれど、高齢者がほとんど入りに行くわけです。福祉の切捨てになるのではないかと思います。町長からも、この辺は、国の制度改正、基準の見直しとかということが国のほうから下りてくるわけですが、それに対して住民のほうを向くのか、国の言いなりになるのかというのもしっかりと考えていただきたいと思います。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 73 号について採決いたします。

議案 73 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。



—（起立 10 名、非起立 2 名）

—

賛成多数です。よって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 9

議案第 74 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日 程 第 10

議案第 75 号 津南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日 程 第 11

議案第 76 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第 74 号から議案第 76 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 74 号から議案第 76 号まで一括して説明申し上げます。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布及び租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正により、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、福祉保健課長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

全ての所に特例基準割合というのが出てくるのですが、私、これが理解できないのです。どうということなのでしょうか。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

大本は、地方税法、あるいは国税もそうなのですが、税金の関係の延滞金等についての規定です。細かな部分は、今は省略させていただきますけれども、以前は、これらは通常であれば、7.3%、14.6%という規定がそれぞれ対応する期間等に応じて延滞金等の規定ということであったのです。非常に経済が伸びていないなか、かつ、金利が非常に低いなかで、こういった税等の延滞金に係る利率の部分だけが大きな金額になる可能性があるということで、そういった部分を特例で低い金額に抑えてあげましょうというのが大本にあったのですが、それらを規定する租税特別措置法の中で、今回、一部文言の修正があったものですから、それに合わせて文言を全部変える必要が出てきたということです。この改正前後で内容が変わるということではないのですが、その法律に対応した文言の改正をさせていただくものということになっております。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

副議長（風巻光明）

議案第74号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第74号について採決いたします。

議案第74号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

—

賛成多数です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第75号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第75号について採決いたします。

議案第75号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

—

賛成多数です。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第76号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第76号について採決いたします。

議案第 76 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (起立 10 名、非起立 2 名)

—

賛成多数です。よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

副議長 (風巻光明)

換気のため、11 時 20 分まで休憩いたします。 — (午前 11 時 12 分) —

— (休憩) —

会議を再開いたします。

— (午前 11 時 20 分) —

## 日 程 第 12

### 議案第 77 号 津南町小規模企業振興基本条例の制定について

副議長 (風巻光明)

議案第 77 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本法が成立し、全ての自治体に小規模企業への支援が責務であると明確化されました。町においても、コロナ禍において町民の理解と協力を得て、地域ぐるみで小規模企業を支援し、協働による地域経済の健全な発展と町民の生活の向上を図るため、条例を制定するものです。

細部につきましては、観光地域づくり課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長 (風巻光明)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (石沢久和)

— (細部について説明を行う。) —

副議長 (風巻光明)

これより質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

(1 番) 滝沢元一郎

このたびの小規模企業振興基本条例ですけれども、大変重要なことが書かれています。そして、津南町には商業者を中心に小規模事業者がたくさんございます。そういったなかで、町の

責務というものも第4条に書かれております。「前条に定める基本理念に基づいて小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定する」というようなことが。これから、これに基づいて策定をするのかどうか分かりませんが、今後、どのようなかたちで町の責務を果たしていけるのか、お伺いしたいと思います。

そして、小規模企業の振興につきましては、「経営資源の確保（が困難であること）に鑑み、その経営の規模・形態によって、十分な配慮がなされることを基本としなければならない」ということがございますが、例えば、小規模企業につきましては、いろんな資金の融資や利子補給等があると思いますけれども、特にそういったことを小規模企業には手厚く改善するとか、そうした措置というのは、考えておられますか。お伺いいたします。

副議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、計画的に策定ということは今後どうしていくかということなのですが、これまでも中小企業基本法を基に、町では様々な支援をさせていただいてまいりました。これにつきまして、小規模企業の計画策定が必要かどうかということについては、またいろいろと検討しながら進めていきたいと考えております。現時点では、新たにすぐ策定ということにはならないとは思っています。

それから、経営の状況に応じた手厚い支援というかたちになります。我々も今よく勉強しているところなのですが、小規模企業と中規模企業だと、やはり地域においては、中規模企業は大きな企業、小規模企業はそれに比べると非常に脆弱だというところがあります。これらをこれまでもいろんなかたちで制度してきたのですが、商工会等と連携しながら、必要に応じて新たな施策を展開できればと考えております。

それから、大変申し訳ないのですが、1字訂正をお願いいたします。3ページ目、第9条の所が間違っって第9号となっております。こちらについて、お詫びして訂正申し上げます。申し訳ございません。

副議長（風巻光明）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

すみません、お伺いします。今度、町の総合振興計画ができるかと聞いておりますが、そこにおいて、小規模企業振興策というのは取り上げられているのでしょうか。

副議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

今回、総合振興計画については、五つの分野で検討させていただいて、その中の産業分野という所で、こちらのほうにどこまで盛れるかというのは分からないのですけれども、そこでうたうというかたちになります。

副議長（風巻光明）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

2点ほどお伺いします。

小規模企業という枠組みとしては法人格だけなのか、それとも、フリーランス等々も入ってくるのか、ということと、やる気のある小規模事業者は、もう少し町に期待しても大丈夫だという認識でよろしいのでしょうか。

副議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

すみません、ちょっと勉強不足で。中小企業基本法において、個人事業主、フリーランスのかたがこの中で規定されているかどうかというのは、もう1回勉強して、またお答えしたいと思います。申し訳ございません。

それから、町の中で、実態に合わせたかたちで支援が可能かどうか、また検討していきたいと思えます。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

私、第2条を聞き漏らしてしまったので申し訳なかったのですが、さっき20名と5名という説明がありましたので、これをもう一度お願いしたいのです。

それと、ここに小規模企業者という文言と小規模事業者という文言があるのですが、この違いを教えていただきたいと思えます。

それと、もう1点は、該当するものが津南町に何事業所というか何社あるのかも分かりましたら、お願いします。

副議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、第2条における小規模企業者の規定なのですが、製造業・その他においては従業員20名以下、商業・サービス業においては従業員5名以下を指しております。

それから、小規模企業者が基本かと思いますが、中小企業基本法で定める文言になっておりますので、申し訳ございません、確認をさせていただきます。多分、文言的には問題ないと思うのですが、中小企業基本法のほうで事業者という規定でこうしたのだと思うのですが、確認させてください。すみません。

今、商工会さん等で事業者登録しているかたが約350かと思いますが、そのうち小規模企業者が何社かというのは、すみません、今、手元には資料がございません。 — (副議長「それでは、後ほど質問者に提示してください。」の声あり。) — はい。確認します。

副議長 (風巻光明)

ほかに質疑はありませんか。

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

この7条の「町民の理解及び協力」というところですが、これは、平たく言うと、町内の商工業者へのプレミアム商品券を発行したり、町民は、町内のお店を極力利用するようにというような意味合いがここに書かれているのでしょうか。「小規模企業の成長や発展を促すよう努めること」という表現になっている、この内容を少し教えていただきたいと思います。

副議長 (風巻光明)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (石沢久和)

この条例そのものは、近隣の市町村の条例等を参考にして定めているものになりますけれども、ここで言っていることは、とにかく小規模事業者がこの町にいたることがこの地域の経済を維持していくということ、それから、雇用を守っていくということ、これに対する意義がちゃんとこの地域においてあるということを町民のかたにも理解していただきながら、ぜひ積極的に利用していただきたいという、そういう文言の規定かと理解しております。

副議長 (風巻光明)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第77号について採決いたします。

議案第77号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

## 議案第 78 号 津南町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第 78 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町立津南小学校大赤沢分校につきましては、平成 23 年に休校として以来、地元大赤沢集落の存続要望を受け、これまで休校扱いとしてまいりました。「今年 3 月に開催された大赤沢集落総会で、令和 2 年度をもって大赤沢分校を閉校することに承認がなされた。」との報告があり、令和 3 年 3 月 31 日をもって大赤沢分校を閉校とするため、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、教育次長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 78 号について採決いたします。

議案第 78 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 14

## 議案第 79 号 津南町公共使用者登録団体による公共施設の使用に関する条例の制定について

副議長（風巻光明）

議案第 79 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町事務事業の見直しの検討の結果により、町公共使用者登録団体が公共施設（町立学校、社会体育施設、町公民館等）を使用する際に、登録料を納付いただくものです。

細部につきましては、教育次長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

副議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

まず、一つは、総合センターと町の公民館については、公共使用者登録団体が多分今までもあったかと思うのです。例えば、今度、旧外丸小学校、旧津南原小学校、旧三箇小学校等がここに入っておりますが、それがまた登録団体をこれから登録すると思うのです。ここに入ったことによって。今までの登録団体については、どこかに成果表として表わされていますでしょうか。

また、今後、新たにこういった所を使用する団体が出てきますので、その登録はそれぞれがやるのだと思います。旧外丸小学校、旧津南原小学校、旧三箇小学校の使用者の登録というのは、これからということになると思うのですが、それぞれの団体に通知をしたりするのでしょうか。お願いします。

副議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

登録団体が成果表に書かれてあるかということなのですが、令和元年度の主な成果表の一部、82 ページに、例えば、町公民館の有料の利用数が幾らとか無料の利用数が幾らとかというような記載は、町公民館であったり、総合センターであったり、運動公園といったところで記載はございます。ただ、議員がおっしゃるところで、登録団体ということになりますと、大体なのですが、町の文化のほうに登録している団体が 50 団体くらい、スポーツ団体も 50 団体くらいだと思います。合わせて 100 団体くらいございます。これはあくまでも試算なのですが、そのうち今申し上げました、子どもたちや公共に準ずるかたがた、障害者のかたがた、そういったところを差し引くと、大体なのですが、文化団体で 40 万円くらい、スポーツ団体で 45 万円くらい、80 万円から 90 万円くらい新たに登録料を頂くなかで経費を削減していくことができるのかなど、そんなふうな思いではございます。また、当然のことながら、毎年 4 月、こういった町の文化団体、スポーツ団体に、その年度の使用に当たっての説明を申し上げるわ



けでございまして、そこでまた更にお願いをし、登録をしていただいて、利用していただくということで、今予定をさせていただきます。

副議長（風巻光明）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

今言いましたように、今までも旧外丸小学校とか、旧津南原小学校とか、旧三箇小学校の体育館とかグラウンドが対象になっていましたでしょうか。なっていましたか。それについての登録団体というのは、今までありますか。

副議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

きっと議員がおっしゃっているところは、学校開放の部分の登録ということだと思うのですが、当然のことながら、まず、登録していただいたなかで、学校開放を使用していたという認識ではございます。

副議長（風巻光明）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

6条2項の「その他、町長が必要と認める団体」というのは、どういう団体を指しているのか、お聞かせください。

それと、もう一つ、今、説明の中で「文化団体などに御理解を得ている。」とおっしゃいましたが、それぞれの団体の中で「ちょっとは。」という声はなかったのでしょうか。お聞かせください。

副議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

繰り返しの説明になりますけれども、この事務事業の見直し等々で、あるいはそれ以前から登録料については、担当課教育委員会や生涯学習のほうで議論をされてきたと認識をさせていただきます。それぞれの団体等々について御説明を申し上げ、また、団体によっては、一部の団体では、登録料徴収について御懸念があったり、「少しどうなのかな。」というような不安な声が聞かれたりということではお聞きしてございますが、おおむね各団体からは御理解いただいたということで、今回、条例制定をさせていただくものということでございます。

私どもも今、細かな所の減免基準については案を掲げて、先ほど申し上げました町内とか十日町市、栄村の中学生以下の者とか、津南町等々のスポーツ少年団体、こういったものと同等の団体、あるいは、これに準ずる団体等々、幾つか項目を設けて規定案を作っておるのですが、そういった規定に漏れたかたがもし使用したいというようなことがあれば、その団体等々の使い方をよく協議をさせていただいて、そのなかで町長からお決めいただくという団体が出てくるかもしれないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 79 号について採決いたします。

議案第 79 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 3 名）—

—

賛成多数です。よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 15

### 議案第 80 号 財産の取得について（避難所用移動式冷暖房器具）

副議長（風巻光明）

議案第 80 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

新型コロナウイルス感染症対策として、冷暖房機能を保有しない避難所へ移動式の冷暖房器具を購入するものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

6番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

二、三点、お伺いします。

制限付き一般競争入札ということだったのですけれど、制限は、どのような制限だったのか。

あと、町内事業者で取り扱える所はなかったのかという点。

あと、恐らく整備・メンテナンス等が必要になってくるかと思うのですが、その費用はどのくらい考えているのか。

3点、お願いします。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

制限付き一般競争入札の内容でございますけれども、新潟県中越地区の消防・防災・保安用品の登録業者ということで制限を掛けてございます。

そのうち津南町からも1社が参加してございます。

メンテナンス等の費用につきましては、現在、まだそこまでは詰めておりませんので、今後、経費等確認していきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

副議長（風巻光明）

8番、村山道明議員。

(8番) 村山道明

では、2点ばかり。

これは、管理は誰がやるのか。

それから、日頃これは集落等が使ってよろしいのか。日頃は使わないで、新型コロナウイルス感染症対策だけに限って行うのか。

2点です。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

設置は、各閉校となった施設等に置きますけれども、管理につきましては、現在、町で考えてございます。

日頃使えるかということなのですからけれども、一応、避難所用という大前提がございます。かといって全く使わないというのはいかがなものかと思っておりますので、例えば、燃料費を負担いただくとか、そういう対応はできるのではないかと考えております。せっかく購入しても使わないというのはと思っておりますので、そういうふうに柔軟に対応できればと考えております。

よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 80 号について採決いたします。

議案第 80 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 16

### 議案第 81 号 財産の取得について（市町村有償運送車両）

副議長（風巻光明）

議案第 81 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

新型コロナウイルス感染症対策として、日出山線及び秋山郷線の乗り合いタクシー車両を更新するものです。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

12 番、草津進議員。

(12 番) 草津 進

理解いたしますけれども、これは予定価格よりも 61%ということですが、車ってこんなものなののでしょうか。車種だとか、入札する時に 10 人乗り四駆ということでありましたけれども、参加業者はどの程度あったのかについて、お願いいたします。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

入札につきましては、町内の 7 業者に対しまして通知を出してございます。1 社辞退がございまして、6 社のかたから入札に参加いただいております。入札結果につきましては、御覧の価格となっております。

以上でございます。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

10 番、栞原洋子議員。

(10 番) 栞原洋子

秋山郷線のほうですが、四輪駆動ということで承知しましたけれど、秋山郷のどこまで行くのでしょうか。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

栄村との共同で運行している部分でございますので、栄村と一緒にの運行（※栄村エリア:切明、和山、上野原、屋敷、小赤沢 津南エリア:大赤沢、前倉、結東、清水川原、逆巻、穴藤）になります。お願いいたします。

副議長（風巻光明）

10 番、栞原洋子議員。

(10 番) 栞原洋子

子どもたちがいるということもありますよね。また、園児はどうなののでしょうか。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

園児につきましては、また教育委員会との確認になりますけれども、現時点では、一般の有償運送の乗り合いタクシーということで、考えてございます。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 81 号について採決いたします。

議案第 81 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。 —（午後 0 時 06 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

#### 日 程 第 17

議案第 82 号 令和 2 年度津南町一般会計補正予算（第 10 号）

#### 日 程 第 18

議案第 83 号 令和 2 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

#### 日 程 第 19

議案第 84 号 令和 2 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

#### 日 程 第 20

議案第 85 号 令和 2 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

#### 日 程 第 12

議案第 86 号 令和 2 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

#### 日 程 第 22

議案第 87 号 令和 2 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

#### 日 程 第 23

議案第 88 号 令和 2 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

#### 日 程 第 24

## 議案第 89 号 令和 2 年度津南町病院事業会計補正予算（第 4 号）

副議長（風巻光明）

議案第 82 号から議案第 89 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 82 号から議案第 89 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計において、本年度人事院勧告、新潟県人事委員会勧告及び 4 月の人事異動等に伴う人件費の補正をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。各会計の最後に給与費明細書が添付されておりますので御覧ください。

総務課関係では、歳入で、経済センサス準備県委託金の増、ニュー・グリーンピア津南施設等貸付料の減、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金の増、前年度繰越金の減、コミュニティ助成(財)自治総合センター交付金の増。歳出で、時間外勤務手当の増、事務機器購入費の増、宝山荘のアスベスト分析調査委託料の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ニュー・グリーンピア津南修繕料の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金の減、ふるさと納税事務委託料の増、コミュニティ助成事業補助金の増、経済センサス活動調査準備消耗品費の増でございます。

税務町民課関係では、歳出で、過誤納金補填金の増、国民年金事務電算業務委託料の増などでございます。

福祉保健課関係では、歳入で、風しん追加対策事業国庫補助金の増。歳出で、国民健康保険特別会計繰出金の減、介護保険特別会計繰出金の増、後期高齢者医療特別会計繰出金の増、クアハウス津南修繕料の増、風しん抗体検査委託料の増、病院出資金の増などでございます。

農林振興課関係では、歳入で、県農林水産業総合振興事業補助金の増。歳出で、鳥獣被害対策実施隊出動報酬の増、県農林水産業総合振興事業補助金の増、堆肥散布機械導入事業補助金の増、法定伝染病予防注射事業補助金の増、小水力発電修繕料の増などでございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、事業継続給付金の減、雇用促進用ビデオ制作補助金の増、リバーサイド津南修繕料の増などでございます。

建設課関係では、歳出で、農業集落排水事業特別会計繰出金の減、下水道事業特別会計繰出金の増などでございます。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財保存活用整備事業国庫補助金の増、地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業県補助金の増、埋蔵文化財調査事業県委託金の増、教育寄附金の増。歳出で、子ども・子育て支援交付金返還金及び補助金返還金の増、保育料返納金の増、教員住宅修繕料の増、スクールバス修繕料の増、小中学校備品購入費の増、修学旅行キャンセル料補助金の増、スクールバス購入費の減、文化センター排煙装置修繕料の増、委託発掘調査事業の増、土器復元委託料の増、農と縄文体験実習館印刷製本費の減などでございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、国民健康保険料医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の減免による減、減免に対する保険給付費等交付金の増、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の減、過年度退職納付金精算金の増、減免に対する災害臨時特例国庫補助金の増。

歳出で、国保事務システム改修委託料の増、国保連合会負担金の増、診療報酬審査支払手数料の増、過誤納保険料還付金の増、保険給付費等交付金償還金の増などがございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の増、市町村システム改修事業国庫補助金の増。歳出で、システム改修委託料の増でございます。

介護保険特別会計では、歳入で、介護保険料減免による減、減免に対する国庫調整交付金及び介護保険災害臨時特例国庫補助金の増、システム改修事業国庫補助金の増、一般会計繰入金の増。歳出で、制度改正システム改修委託料の増、減免に係る還付金の増などがございます。

簡易水道特別会計では、歳出で、消費税の増、漏水修繕料の増、漏水探知機備品購入費の増などがございます。

下水道事業特別会計では、歳入で、特定環境保全公共下水道事業国庫補助金の増、一般会計繰入金の増、特定環境保全公共下水道事業債の増。歳出で、管渠整備工事費の増などがございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の減。歳出で、人件費の補正などがございます。

病院事業会計では、収益的収入で県補助金の増。歳出で、講師謝金費用弁償の増、研修雑費の減、訪問看護ステーション消耗品・換気設備修繕費の増などがございます。資本的収入で、一般会計出資金の増、オンライン資格確認等関係補助金の増、歳出で、オンライン資格確認システム備品購入費の増でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、税務町民課長（小島孝之）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（村山大成）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（小林 武）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

ページ数は忘れましたが、クアハウス津南のジムの修繕費の件が出たかと思うのです。ジムの機器はリースと伺っているのですが、修繕費はリース代に含まれていないのかということ、そのリースはどのような契約で、まだまだリースが続くのかどうかということ。

副議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）



機械本体部分はリースということになっておりますけれども、本当の消耗に係る部分は、消耗品として掛かってくるということになります。ベルトということになりますので、消耗に係る部分ということで、今回、計上させていただくものです。

リース期間は、今手元にございませんで、後ほど報告させていただきたいと思います。

副議長（風巻光明）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

3点ほどお伺いします。

まず、13ページの宝山荘の石綿の調査委託料に関してですが、これは、道路の補償費を算出する前段の調査で、今回、これを上げるという意味でしょうか。補償費なんかは、新年度予算になるのでしょうか。その辺を教えてください。

それから、16ページの教育委員会です。認可保育所で保育士の育休等々で減額が大きくなっているという御説明をいただいたのですが、この金額からすると1人ではないと思いますので、代替が入らなくてやっていけたのか、どうなのかです。それを教えてください。

それから、19ページの商工振興費です。事業継続給付金減200万円。おおむねめどが付いたからという御説明をいただいたかと思うのですが、実績として何件で幾らくらいになったのか、教えていただきたいことと、併せて、国の持続化給付金の数字とかは把握していますでしょうか。

以上、3点です。

副議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

まず、1点目の宝山荘の関係でございませう。道路補償に対する前段のものではなくて、その施設にアスベストが使われているという疑いがあったので、それを調べるために、それとはまったく別に今年調査を行うものでございませう。そして、それがもしあるようでしたら、また事業費等が、取り壊し費用等が高くなりますので、それを当初予算に計上するために、積算するためにアスベスト調査をするものでございませう。補償費につきましては、新年度予算に計上させていただく予定になってございませう。

2点目の保育士の関係で、ちょっと総務課の関係もございませうので、多少補足させていただきたいと思ひます。現在、育休が3名、療養休暇が1名おひまして、そちらが4名ほどおひますので、給与費につきましては、非常に多い金額が減額となつてございませう。代替については、教育次長のほうからお願いしたいと思ひますので、私からは以上でございませう。

副議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

今ほど、総務課長のほうから申し上げたとおり、育休の保育士3名分、療養休暇1名分というところでございます。それぞれ取る時期等々がばらばらでございまして、その部分で、現員でなんとか体制を組んで保育をしたということでございます。

副議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、事業継続給付金の減についてなのですけれども、すみません、細かな数値が出ていないので、また後で御報告したいと思います。3,000万円の予算に対しまして、二千数百万円までは出ているのですが、今はまだ募集を掛けているところもありますので、こちらについては大体的見込みが出ておりますが、200万円は余るだろうという計算でございます。

それから、国の持続化給付金のほうはどうかということなのですけれども、秋口に調査している結果があるのですが、こちらについても、また後ほど御報告したいと思います。

副議長（風巻光明）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

18ページについて、お伺いしたいと思います。

一つは、農業振興費でございます。県単でスマート農業に対応する田植え機を追加8条（植え）ということで補助金が出ておりますが、事業主体と主にどの辺でスマート農業に対応する田植え機が使われるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、堆肥散布機につきましても、事業主体を教えてください。

それから、商工振興費の中で、雇用促進用ビデオ制作補助金がございます。8社ということだそうでございますが、これについては、事業主体がそれぞれの社で作って、そこに対して町から8社分200万円の補助をするということなのでしょうか。補助率は、どのくらいになりますでしょうか。教えてください。お願いします。

副議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

農林県単の事業主体ということで、田植え機のスマートアシスト付きにつきましては、(有)コントラクター津南さんですので、中子方面含めて全町で今活躍していただいているかと思いません。どこ周辺というと難しいのですけれども、中子の集落のかたです。

堆肥散布機につきましては、JA さんです。導入していただきまして、堆肥を撒いてほしいというかたにスムーズに対応できるようにしていただくということで、堆肥散布の体制を構築するという一環の事業でございます。

よろしく申し上げます。

副議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

雇用促進用ビデオ制作補助金なのですけれども、こちらのほうは、この後、企業ガイダンスと呼ばれるものがいろいろと計画されるかと思えます。十日町地域の雇用協議会のほうでも3月に予定しているのですけれども、その際ですとか、YouTube 等で5分ほどのビデオを各企業が作った場合、約30万円と見込んでおります。その費用のうち25万円を補助しようかということで制度を作っていこうと考えております。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

病院関係になります。介護分として感染対策が出ているわけですが、訪問看護ステーションのマスクや手袋の購入に充てているようでは、これでどの程度充足されているのか。また、介護のほうだけでなく、一般病院のほうのマスク・手袋、そういう感染対策備品というか、それは足りているのか、お聞きします。

副議長（風巻光明）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

今回、補正予算に計上させていただきました訪問看護ステーションのマスク・手袋につきましては、マスク100枚、手袋50箱、そういうような計上をしているのですけれども、訪問看護ステーション部分でございます。医療分につきましては、9月補正で685万円の医療分ということで計上させていただきました、おおむね300万円程度消耗品を上げさせていただいてございます。ですので、充足する予定でございます。

以上でございます。

副議長（風巻光明）

10番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

ちょっと分からないので、オンライン資格確認システムというのがマイナンバーに関連するようですけど、このシステムのことを教えてください。

副議長（風巻光明）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

現在、健康保険証を窓口で提出して確認を取っておるところでございます。それをオンラインによって国民健康保険中央会等々に問合せをすることによって、即時に現状の資格を確認できるというところでございます。実際、顔認証のマイナンバーカードを読み取る機械を基金のほうから無償で提供していただく、こういうかたちになっておりまして、それを申し込むと、この補助金を受けられるというシステムになってございます。現在、レセプト等々のシステムに同じようなかたちで結び付ける改修工事のための予算ということで御理解いただければ思っております。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

4 番、関谷一男議員。

(4 番) 関谷一男

10 ページの教育寄附金の 120 万円とありますが、(株)クリアウォーター津南さんは津南の事業者、(株)村山土建さんから 20 万円とお聞きしましたが、どういう経緯で町に御寄附いただいているのか。

副議長（風巻光明）

教育長。

教育長（桑原 正）

(株)村山土建社長、村山政文氏から毎年 20 万円ずつ寄附を頂いておりまして、感謝申し上げます。これは、御案内のとおり、一旦町の収入に入れまして、「教育に役立つように使ってくれ。」というお話ですので、そこからまた毎年そのように使わせていただいております。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

—（質疑者なし）—

副議長（風巻光明）

議案第 82 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 82 号について採決いたします。

議案第 82 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 83 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 83 号について採決いたします。

議案第 83 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 84 号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

後期高齢者医療に関して、補正予算なのですが、反対討論をさせていただきます。

昨日、情報が入りましたけれども、現在 1 割負担となっている 75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担を年収 200 万円以上の人の負担を 2 割に引き上げるということで合意があったようです。負担押付けの具体化が出たということですが、高齢者の厳しい生活にコロナ禍の下で追い打ちをかけるものだと思っています。日本医師会の中川会長が 9 日に会見をしたのですが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大で受診控えによる健康への影響が懸念されるなか、負担割合の引上げは、更なる受診控えを生じさせかねない。」と指摘をしています。「高齢者に追い打ちをかけるべきではない。1 割から倍にする議論をすること自体がそもそも問題だ。」と厳しく指摘をしています。3 割負担となっている現役世代との世代間の公平を打ち出しているわけですが、世代間の対立を煽る理論だと思います。高齢になれば、当然病気も多く、重くもなります。収入も限られてきます。75 歳以上の高齢者は、原則 1 割負担の現在でも、年収に対する窓口負担が占める割合では、現役世代の数倍の負担をしているのが実態です。本来は、窓口負担引下げの議論こそ行うべきだと思います。誰でも歳を取ります。また、高齢家族を支えているのは現役世代です。高齢者の窓口負担増が現役世代にも打撃になることは必至です。自己責任押付けの政治からケアに手厚い社会をつくる政治への転換が求められていると思います。

以上です。

副議長（風巻光明）

ただいま補正予算に対するの討論でございますが、後期高齢医療保険の制度設計に対するの根本的な反対討論であるということを認めて、ただいまの討論は成立といたします。

副議長（風巻光明）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—  
賛成討論なしと認めます。  
次に、原案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—  
反対討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
議案第 84 号について採決いたします。  
議案第 84 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 85 号について討論を行います。 —（討論者なし）—  
討論はないものと認め、討論を終結いたします。  
議案第 85 号について採決いたします。  
議案第 85 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 86 号について討論を行います。 —（討論者なし）—  
討論はないものと認め、討論を終結いたします。  
議案第 86 号について採決いたします。  
議案第 86 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 87 号について討論を行います。 —（討論者なし）—  
討論はないものと認め、討論を終結いたします。  
議案第 87 号について採決いたします。  
議案第 87 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 88 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 88 号について採決いたします。

議案第 88 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

議案第 89 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 89 号について採決いたします。

議案第 89 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

副議長（風巻光明）

換気のため、2時45分まで休憩いたします。 —（午後2時29分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後2時45分）—

## 日 程 第 25

### 議案第 90 号 津南地域衛生施設組合同規約の変更について

副議長（風巻光明）

議案第 90 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南地域衛生施設組合において、旧中里村、旧松之山町地区のし尿処理業務が令和3年4月1日から十日町市の事務へ移管されることに伴う津南地域衛生施設組合同規約の一部を変更するものでございます。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

—（細部について説明を行う。）—

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

2番、小木曾茂子議員。

(2番) 小木曾茂子

し尿処理に関することですが、病院からのし尿とかということで、一般下水道に流すのは危険なものがあるのではないかという懸念があるのですけれども、その点について。

副議長（風巻光明）

し尿処理の関連質疑とみて、答弁をお願いします。

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

し尿処理につきましては、今現在も津南地域衛生施設組合のほうで処理対応をさせていただいております。町内の下水道につないであります施設については、既に下水道処理場のほうで処理をさせていただいております。今回は、し尿処理につきましても、津南地域衛生施設組合のほうで処理していたものを下水道のほうで処理することによって、コスト削減を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

副議長（風巻光明）

2番、小木曾茂子議員。

(2番) 小木曾茂子

普通のし尿処理で済む場合もあると思いますけれども、病院では、特別な体制、対処をしているのかどうか、ついでにお願いいたします。

副議長（風巻光明）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

小木曾議員の質疑の内容は、病院が下水道につないであるのかどうかということでございますか。 —（小木曾議員「特別な処理とか必要なものがある場合はないのでしょうかということです。」の声あり。）— 病院のし尿につきましては、下水道につなぎこみはさせていただいておりますし、また、ごみの関係でおむつ等々はごみ焼却場のほうへ搬入させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

副議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。



これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 90 号について採決いたします。

議案第 90 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 26

### 発議案第 13 号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について

副議長（風巻光明）

発議案第 13 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

それでは、発議案第 13 号について御説明いたします。

去る 11 月 11 日に新潟県町村議会議長会会長南雲正様より「拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について」の依頼がありました。御承知のとおり、本県にとって拉致事件は大変重大な問題であります。新潟県議会では、拉致事件の早期全面解決を求める意見書を提出しており、9 月定例会においても全会一致で可決をいたしました。「県内市町村議会からも必ず全ての拉致被害者を取り戻すというメッセージを改めて届けていただきたい。」との依頼がありました。この依頼を受けまして、津南町議会でも意見書の提出を発議いたします。

発議文を朗読いたします。

「拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書。菅総理は、就任記者会見で、拉致問題に関して『米国などの関係国と緊密に連携する』と述べ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け全力を挙げる考えを示しました。また、再度拉致問題担当大臣に就任した加藤官房長官も会見で、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し、『一刻の猶予もない』と解決に意欲を示しました。拉致問題の解決に向けた進展が見られないなか、拉致被害者自身やその家族も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の即時帰国を実現しなければなりません。よって国会並びに政府におかれては、今後とも拉致問題を『最優先、最重要課題』と位置付け、米国をはじめとする国際社会と連携を強化し、圧力に重点を置いた姿勢を貫きつつ、対話も視野に入れたあらゆる手段を講じて、拉致被害者全員の即時帰国を実現するよう強く要望します。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。」

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣、このかたがたに提出したいと思っております。

議員各位の賛同をお願いいたします。

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第13号について採決いたします。

発議案第13号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第13号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 27

### 発議案第14号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について

副議長（風巻光明）

発議案第14号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

それでは、防災・減災国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について説明を申し上げます。

我が国においては、度重なる地震、また、近年の豪雨災害により大変な（被害が出ており）、（当地域も）信濃川を中心をといたしまして被害を受けております。昨年の台風においても、私どもの町の堤防決壊や農地、住居等に被害が出ております。そうした状況が頻発しておるなかにおいて、国の防災・減災国土強靱化対策に3年間やってまいりましたが、本年でその期限が切れるということでもあります。また、予定としては、国のほうでもまた5年間を継続してやるというような議論が出始めておりますが、ちょうどよいタイミングでございますので、私どもの町においても意見書を提出したいということでもあります。

本文を読ませていただきます。

「防災・減災国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書。近年、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が相次いで発生しており、気候変動の影響により、『数十年に一度』、『想定外』と言われる大規模な自然災害が懸念されています。このため、国においては『防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策』を決定し、地方もこれを活用することで、特に緊急的に実施すべき対策を集中的に進めることができている。昨年、全国各地で猛威を振るった東日本台風では、多数の国民が犠牲となるとともに、堤防の決壊、洪水、土砂崩れなどにより農地や家屋に甚大な被害が生じ、いまだに多くの被災者が困窮しています。激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策の強化は不可欠です。特に当町は、信濃川、中津川、清津川を有しているほか、町全体が中山間地であるため、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、地震や豪雨等による数多くの災害が発生していることから、河川改修や土砂災害対策などの公共投資が強く望まれています。また、全域が豪雪地帯に指定されている当町において、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための道路整備や除雪等に加え、急速に劣化が進むイン

フラ施設の老朽化対策の充実が強く求められています。よって、国会並びに政府におかれては、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ継続的に実施できるよう、『防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策』の終了後も引き続き必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図るなど、防災・減災、国土強靱化対策の充実・強化を推進するよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。」

以上であります。

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第14号について採決いたします。

発議案第14号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、発議案第14号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 28

### 発議案第15号 日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書の提出 について

副議長（風巻光明）

発議案第15号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

この意見書の提出について、複数の町民のかたから要請があり、発表することにいたします。私も津南町に住んでから「お母さんのひろば」が編集した「女たちの戦争」などにより、津南町に多くの戦争犠牲者や満蒙開拓団からの引上げ者がいらっしやることを知り、その御苦労を繰り返さないためにも必要と思ひ、この意見書を提案させていただきます。

読み上げます。

『核兵器禁止条約』に署名・批准を求める意見書。令和2年10月25日、核兵器禁止条約の批准国が条約の発効に必要な50か国に達した。来年1月22日に正式な効力を持つ国際条約となる。核兵器の保有や使用は国際的に違法となる新たな時代が始まろうとしている。被爆者や平和を願う世界中の人々の努力が報われたことをともに喜びたい。我が津南町は、平成3年に『核兵器廃絶平和の町』宣言をしている。核兵器廃絶は先の戦争で、たくさんの戦争被害者を出した町の住民の悲願でもある。しかしながら、日本政府は、いまだこの条約への署名・批准を拒んでいる。広島、長崎への2度にわたる原爆の投下、また、福島第一原発の過酷事故によって、核の脅威を十分すぎるほど味わった我が国の政府として、世界から核の脅威を減らす

ための努力を他国に先駆けて担う必要があるのではないか。気候変動による地球環境破壊に関しては、世界が足並みをそろえて、温暖化ガスの削減や緑化に取り組んでいる。核による軍事的優位性の維持や相互不信に基づいた核軍拡を競い合う時代は、既に終わりを告げたのだ。日本政府に対し、一日も早く、『核兵器禁止条約』に署名・批准し、また、核保有国や未締結国に対して核兵器廃絶のための行動を要請するよう求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」

以上です。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

私は、「日本政府に対し、『核兵器禁止条約』に署名・批准を求める意見書」に賛同します。私は、核兵器禁止条約批准まであと1か国に迫ったとき、世界で最初で唯一の被爆国の日本は、ぜひ手を挙げてほしいと願いました。しかし、日本は手を挙げませんでした。10月24日、中南米ホンジュラスが批准し、発効要件の50か国に到達しました。来年1月21日に発効します。本当に歴史的なことです。長い間の、被爆者や核兵器をなくすための世界の人々の悲願でした。

私たち津南町でも、広島、長崎の被爆者がいらっしゃいました。隣の旧中里村の元村長高橋幸作さんも被爆体験をしました。ここに小冊子があります。—（桑原議員、小冊子を掲示。）— これは今から44年も前なのですが、私が原水爆禁止中魚沼郡の協議会の事務局をやっていた時に出したものです。この中に津南町の2人の被爆者と高橋さんの体験が書かれています。「ピカドンでもって、そっくり真っ黒になってしまうのはいやだ。兵器としては最悪の兵器だ。二度とこういうことはあってはならない。」と語っています。

1954年、アメリカのビキニ水爆実験で、日本は三度被爆しました。第五福竜丸の船長、久保山愛吉さんは、「原水爆の被害は、私を最後にしてほしい。」と遺言を残して亡くなりました。

1945年に広島、長崎に原爆が投下されて75年。被爆者と共に世界と日本で核兵器廃絶を求める運動が大きく広がり発展してきました。私たち津南町は、「核兵器廃絶平和宣言（平成3年7月4日制定）」の町です。世界の流れは、核兵器をなくすことです。この12月7日、批准に歓迎した国は130か国になりました。なんと国連加盟国の3分の2を上回りました。真っ先に批准すべき日本が批准せず背を向けていることを改め、唯一の被爆国として、その先頭に立つことを申し上げて、皆さん、意見書に賛同をお願いいたします。よろしく申し上げます。

副議長（風巻光明）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第15号について採決いたします。

発議案第15号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第15号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 29

### 陳情第5号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める陳情

副議長（風巻光明）

陳情第5号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

それでは、過日、産業建設常任委員会に陳情として付託されましたものについて、産業建設常任委員会の結果を申し上げたいと思います。陳情団体は、「TPP参加阻止新潟県民共闘会議」であります。そして、タイトルは、「自家増殖を原則禁止とする種苗法『改定』の取りやめを求める陳情」であります。

今、日本の種苗、特にブドウやイチゴ、また、今ではサツマイモ等につきましても、今や中国、韓国で作られて、同じような名前でも販売されているような現状であります。この種苗法の趣旨は、そうした違法な種苗が外国に流れて、そこで勝手に栽培されているというようなことを取りやめるための種苗法の改正であります。ただし、特に津南町においては今現在、そういった事例はございません。今までの種子につきましては、全て自由であります。しかしながら、今後、新しい種苗等について開発されたような場合には、今度はそういったものが許諾性になってまいります。衆議院、参議院でもこれが議論され、先般の臨時国会において、既に可決をされてしまいました。したがって、この「自家増殖を原則禁止とする種苗法『改定』の取りやめを求める陳情」につきましては、既に今臨時国会で可決をされて成立をしておりますので、この趣旨につきましては、私ども委員会としては、不採択ということで全員の賛成をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

副議長（風巻光明）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第5号について採決いたします。

陳情第5号に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第5号について、採択することに賛成のかたの起立を求めます。

— (起立3名、非起立9名) —

賛成少数です。よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

### 日 程 第 30

#### 陳情第6号 新型コロナ禍による米価下落対策に関する陳情

副議長（風巻光明）

陳情第6号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

「新型コロナ禍による米価下落対策に関する陳情」であります。陳情者は、先ほどと同じであります。

新型コロナ禍における感染症の拡大によって、外食需要米がかなり消失をしております。したがって、今現在、そうした需給緩和によって、2020年産米の仮渡金の下落が発生しております。今、前年比900円から1,800円程度の仮渡金の下落となっております。そして、今般の2021年度に対する適正生産規模が昨今では693万tと言われるような状況になっております。これは、2020年産米に比べて36万t低い数字であります。面積に換算しますと、6万7,000haほどの転作が必要になってまいります。そして、新型コロナウイルス感染症による需給ギャップにつきましては、今年の2月から2020年産米の販売まで約9万tが外需の所から消失しておるといような推計も出ております。

そうしたなかで、「新型コロナ禍による米価下落対策に関する陳情」につきまして、審議をさせていただきました。そして、そこにありますように主食用米の需要がそれだけ落ち込んでいるということで、私どもは、一応この陳情につきましては趣旨採択ということで意見書を提出することにいたしました。その理由といたしましては、先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、今現在、約9万tのものが消失をしたのではないかとされておりまして、それを政府が農協の系統の2019年産米を買い上げて、それを隔離しろというような話がそこに載っておるわけでありまして、津南町におきましても、(株)ブロンコビリー、ユニ(株)等と6割強の複数年契約を結んでおりまして、2019年産米の在庫につきましては全くございません。県におきましても、2019年産米はほぼ販売の見通しが立っておりまして、特にそういった囲い込みを行っていく必要はないのではないかと考えております。また、隔離ということにつきましては、2019年産米がどれだけ余っているかというのが拵めておりません。それを行いましても、結局、国は後ほど放出をしなければならないということになります。

したがって、私どもは、この陳情を頂いて意見書として出しますけれども、一応、内容が少し違ってきております。この意見書を出していただきたいという陳情につきましての趣旨採択ということで、全員の賛成をいただきましたので、御報告を申し上げます。

以上であります。

副議長（風巻光明）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第6号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第6号について採決いたします。

陳情第6号に対する委員長報告は、趣旨採択です。陳情第6号について、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

## 日 程 第 31

### 発議案第16号 新型コロナ禍による米価下落対策に関する意見書の提出について

副議長（風巻光明）

発議案第16号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

それでは、今ほど、趣旨採択を全員の賛成でいただきましたので、意見書の提出について説明をさせていただきます。「新型コロナ禍による米価下落対策に関する意見書」であります。読ませていただきます。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食需要等の『消失』から主食用米の過大な流通在庫が生まれ、需給緩和によって2020年産米の価格下落が発生しました。2020年産米におけるコメを出荷する農家に対する農協の仮渡金は、供給過剰見通しから、本県ブランド品種である『新之助』を含め、前年比900円から1,800円安と、昨年産米の金額を大きく下回る水準となっています。農業者からは『今年の仮渡金では経営的に非常に厳しい。トラクター等の機械の更新時期がきたら、農業を続けるかどうか考えなければいけない水準』との声が上がっています。農協系統は、農林水産省の事業の周年供給・需要拡大対策を活用して、2020年産米のうち20万t分を翌2021年秋に販売するために隔離するなどで、生産側による対策が講じられますが、その『隔離効果』の市場評価は極めて冷淡であるものと考えます。さらに、農林水産省は10月16日、2021年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を679万tに設定し、50万tの減産が試算されましたが、このままでは水田農業が脅かされかねない事態となるものです。主食用米の需要が毎年10万t程度減少すると見込まれるなか、需要のある飼料

用米、麦・大豆・高収益作物への転換がコメ需給改善に重要かつ不可欠であります。よって、下記のとおり地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。主食用米から飼料用米等への転換に当たっては、産地交付金などの加算を図り、主食用米並みの所得を生産者に補償すること。」

宛先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

来年度の作付において、飼料用米等に転換していかなければ、更なる仮渡金の減額等が発生する恐れがあります。昨今においては、36万t、約7万haの転作を需給均衡のために必要とするというような試算が出てまいりました。そのなかで、いちばん重要な飼料用米等への転換に当たって、主食用米並みの所得を生産者に補償するように、政府及び衆議院議長、参議院議長に要請をするものであります。

以上であります。

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第16号について採決いたします。

発議案第16号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

## 日 程 第 32

### 陳情第7号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める陳情

副議長（風巻光明）

陳情第7号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

それでは、陳情第7号について御報告いたします。

去る11月11日、全日本年金者組合新潟県本部委員長稲葉正美様より「老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める陳情」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。陳情の趣旨は、近年、大変緊迫しております年金財政の中で年金の給付額が年々減額されてきているというような状況があります。加えて、昨年10月に実施された消費税増税、医療・介護保険料の負担増、更に、新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりによる経済不況が年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしています。今後も年金減額が続くようならば、年金受給者の生活はますます苦しくなるばかりです。国民の年金不安をなくして老後の安心を作るために、何よりも給付削減の抜本的な見直しが求められます。これらのことに関しまして、意見書を関



係機関に送付していただきたいという陳情でございます。詳細につきましては、皆様、お手元の資料を御覧いただきたいと思ひます。

総文福祉常任委員会では、12月9日に審査を行いました。その中で出た意見としまして、「介護保険を現在払えないで差し押さえられているような人も出ている。」と。あるいは、「高齢者は、年金頼りであるにもかかわらず、実際、年金はいろいろなものが差し引かれて、手元には1万円程度しか来ない。」というような現状が報告されました。しかし、年金財政のことを考えますと、「入るを量りて出ざるを制す」の原則に基づきまして、「給付だけを削減することだけでは、なかなか財政が立ち行かないだろう。当然、そういった制度をきちんと見直す必要があるじゃないか。」というような意見が出ました。そういったなかで、「意見書を提出するにしても、やはり制度設計の見直しというあたりも付け加えて意見書を提出しようじゃないか。」というような意見がありまして、全員賛成で採択することといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

副議長（風巻光明）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第7号について採決いたします。

陳情第7号に対する委員長報告は、採択です。陳情第7号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

### 日 程 第 33

#### 発議案第17号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について

副議長（風巻光明）

発議案第17号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほどは、陳情に御賛同いただきまして、ありがとうございました。

発議案第17号について御説明いたします。趣旨、内容につきましては、陳情の内容と同じでございます。詳しくは、お手元の資料を御覧いただきたいと思ひます。この陳情の内容に加えまして、「老齡基礎年金等の支給額を改善すること」と、もう1点、「安定的な年金制度の構築を図ること」、この2点を明記いたしまして、意見書を提出したいというものでございます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、厚生労働大臣の5名のかたに提出をしたいと思っております。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

副議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第17号について採決いたします。

発議案第17号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

### 日 程 第 34 議員派遣の件について

副議長（風巻光明）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

### 日 程 第 35 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

副議長（風巻光明）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定しました。

副議長（風巻光明）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

12月議会定例会閉会に当たり、敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために人や物の移動が自由でなくなった令和2年。世界中の経済がダメージを受けました。いまだ収束が見えないなか、早くに有効なワクチンと特効薬の開発が待たれますが、収束後、また従前のグローバルなシステムが維持されるとしますれば、そこには、新たな感染症のまん延に対する国づくり・地域づくりが求められているものと感じております。また、経済構造の転換に対し、前向きな変革を生み出すまちづくりも大変重要と感じております。

町の課題の一つでございます町立津南病院の問題につきまして、来春からは、総合診療の後期研修医 一ほぼ一人前の先生でございます— の1年間の常勤化、そして、日本糖尿病学会の認定教育施設に認定されまして、先生に来ていただける流れ作りができてきております。また、在宅医療の充実も進んでおりまして、病院に来られないかたが家にて診てもらえる安心な体制作りも進めることができていると思っております。そして、経営改善につきましても、年々町の持出しを減らすことができていると感じております。手応えを感じておりまして、着実に上向いているものと感じており、引き続き回復期の病床を持つ病院として、地域に信頼され愛される病院として、維持できますよう町行政といたしましても病院と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、ふるさと納税につきましても、トップセールス等返礼品の充実などに取り組んでまいりました。過去最高に迫る勢いで御寄附を頂いております。使途を明確化し、共感したかたから寄附を得る仕組みなど、新たな取組にも向かってまいりたいと考えております。

そして、農業の振興につきましても、令和元年以降、四つの法人を立ち上げていただくなど、法人化支援による担い手育成を推進してまいりました。また、農林水産省の2か年の実証実験に取り組み、県などと一緒にスマート農業の導入に向かっております。

そして、観光地域づくり法人の来年度の立ち上げに向け、長年の課題でありました津南町の価値に対し説明が足りていないという課題に対し、滞在プログラムの造成、発信機能を担う予定としております。

課題は多くございますが、将来に禍根を残さないよう、先送りしないというつもりで、引き続きまちづくりに向かってまいりたいと思っております。前上村町長がホップ・ステップ・ジャンプのホップであるとすれば、私の時代にステップ、ジャンプまでは行きたいと思っておりますが、ステップ、これを責任を持って、これからのジャンプできる基盤を築いてまいりたいと思っておりますので、引き続き議会の皆様からの御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

来たる新年が安寧の丑年となりますよう御祈念申し上げます、感謝の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（風巻光明）

これにて令和2年第4回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後3時47分）—